

相手国政府・相手国国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
タジキスタン	タジキスタン国営テレビ・ラジオ委員会移動中継車計画のための贈与に関する日本国政府とタジキスタン共和国政府との間の交換公文	タジキスタン国営テレビ・ラジオ委員会移動中継車用機材整備計画を実施するための必要な役務の供与 1. 機材及びその機材の輸送に必要な役務の供与 2. 上記1.の機材の輸送に必要な役務の供与	45,900千円 H19.3.31まで	H18.6.13 ドゥシヤンベで (同日)	日本側 高橋博史在タジキスタン臨時代理大使 タジキスタン側 タルバク・ナザロフ外務大臣	H18.6.26 368号
タジキスタン	ドゥスナイーニジノビヤンジ間道路整備計画のための贈与に関する日本国政府とタジキスタン共和国政府との間の交換公文	ドゥスナイーニジノビヤンジ間道路整備計画を実施するために必要な役務の供与 1. 道路の整備に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	595,000千円 H19.3.31まで	H18.9.5 ドゥシヤンベで (同日)	日本側 高橋博史在タジキスタン臨時代理大使 タジキスタン側 タルバク・ナザロフ外務大臣	H18.9.14 545号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。